

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月15日

横浜市契約事務受任者
建築局長 鶴澤 聡明

- 1 契約の概要
応急資材整備事業（崖崩れ被害拡大防止のためのブルーシート及び土のう設置作業）
- 2 履行（納品）場所
磯子区岡村三丁目120番2地先
- 3 緊急口頭契約日
令和6年6月21日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年6月22日
- 5 契約金額
1,265,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市磯子区栗木一丁目6-36
栄産業 株式会社
代表取締役 谷口 実穂
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本業務は、崖崩れ発生現場においてさらなる被害の拡大防止のための応急防災措置を講じるものであり、対応を急に要するため。
- 8 契約の相手方の選定理由
風水害、地震その他による崖崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川建設業協会横浜支部との協定の規定に基づき、横浜建設業防災作業隊磯子区方面班所属の同区内業者を選定したものです。
- 9 所管課
建築局企画部建築防災課